

平成29年 No. 1

○東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程

改正理由

総合教育開発専攻の非常勤講師候補者の選考結果報告は、総合教育開発専攻の当該コース代表が所属する学系で行うものとなっていたが、他の選考と同様に当該コースを所管する学系で行うものとするため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成29年 1 月11日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成29年 1 月12日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成29年規程第 1 号

東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学教員選考規程の一部改正について

改正理由：総合教育開発専攻の非常勤講師候補者の選考結果報告は、総合教育開発専攻の当該コース代表が所属する学系で行うものとなっていたが、他の選考と同様に当該コースを所管する学系で行うものとするため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (選考結果報告) 第40条 選考委員会委員長は、前条により非常勤講師候補者を選考（前条第3項により選考を省略した候補者を含む。）したときは、大学院教育学研究科担当非常勤講師候補者選考結果報告書（様式第12）により、選考結果を学長、教員人事委員会及び教授会に報告しなければならない。この場合において、教授会における選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。 <u>2 〔削除〕</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成29年1月12日から施行する。</u>	〔省略〕 (選考結果報告) 第40条 選考委員会委員長は、前条により非常勤講師候補者を選考（前条第3項により選考を省略した候補者を含む。）したときは、大学院教育学研究科担当非常勤講師候補者選考結果報告書（様式第12）により、選考結果を学長、教員人事委員会及び教授会に報告しなければならない。この場合において、教授会における選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。 <u>2 総合教育開発専攻の非常勤講師候補者の選考結果報告は、総合教育開発専攻の当該コース代表が所属する学系で行うものとする。</u> 〔省略〕